

## 履修規則

### (目的)

第1条 この規則は、神戸総合医療専門学校学則（以下「学則」という。）に基づき、授業科目履修、試験及び学修の評価等の取扱い、進級に関する必要な事項を定める。

### (授業科目)

第2条 授業科目は、基礎分野、専門基礎分野、専門分野とする（ただし、臨床工学専攻科、言語聴覚士科は専門基礎分野、専門分野）。

2 各授業科目の系列、名称、及び時間数は、学則の別表のとおりとする。ただし、必要があるときは、臨時に授業科目を増設することがある。

### (授業時間)

第3条 原則として、1時限90分とし、1日5時限までとする。

2 授業時間は1時限を90分とし、授業科目の単位の算定にあたってはこれを2時間とみなす。

| 時限 | 授 業 時 間       |
|----|---------------|
| 1  | 9時00分～10時30分  |
| 2  | 10時40分～12時10分 |
| 3  | 13時00分～14時30分 |
| 4  | 14時40分～16時10分 |
| 5  | 16時20分～17時50分 |

### (授業時間)

第4条 授業科目の単位は、学則第25条の規定に基づき計算するものとする。

2 講義及び演習については、15時間～30時間をもって1単位とする。

3 実験、実習及び実技については、30時間～45時間をもって1単位とする。

### (履修科目の登録)

第5条 学生は、每学期始めに履修登録を行わなければならない。

2 履修（聴講）届は所定の期日までに、教務に提出しなければならない。

3 履修登録が確定した後における登録内容の変更は、原則として認めない。

4 履修にあたっては、定められた各学年の教育計画に従わなければならない。

5 第6条に定める聴講の登録も同時に行う。

### (聴講)

第6条 既に履修した科目は、所定の手続きにより聴講することができる。

2 聴講科目において学修の評価（第16条学修の評価）は行わない。

### (履修及び聴講の取消)

第7条 他の学生に迷惑の及ぶ行為のあった場合、またはその他の履修に支障があると判断した場合、学校長は当該授業科目の履修及び聴講を取り消すことがある。

(授業)

第8条 学生は、第5条で履修登録を行った科目の授業に出席しなければならない。

2 授業科目は、学校長の定める時間割により授業を受けるものとする。

3 授業科目ごとに出席をとる。

(欠席の手続き及び取扱い)

第9条 学生がやむを得ない事由で欠席する場合は、事前に欠席・遅刻・早退届を教務に提出し、同時に教員に報告しなければならない。ただし、突発的なやむを得ない事由で欠席する場合は、電話にて教務に連絡を行い、事後速やかに書面（欠席・遅刻・早退届）により届け出なければならない。

(遅刻・早退の手続き及び取扱い)

第10条 学生がやむを得ない事由で、遅刻、早退する場合には事前に欠席・遅刻・早退届を教務に提出し、同時に教員に報告しなければならない。ただし、突発的なやむを得ない事由で遅刻をする場合は、授業開始時刻までに電話にて教務に連絡し、登校後速やかに書面により届け出なければならない。また、突発的なやむを得ない事由で早退をする場合は、書面での届け出と同時に教員に報告しなければならない。

第11条 遅刻及び早退は、次の各号により取扱う。

- (1) 遅刻は、授業開始時刻後30分以内の欠時間があるときとする。ただし、交通機関の事故などにより遅刻となった場合には、書面で届け出の際に遅延証明書を添えて提出することにより延着時間の範囲内は遅刻としない。
- (2) 早退は、授業終了時刻前30分以内の欠時間があるときとする。
- (3) 授業開始後30分を超える、又は授業終了前30分を超える欠時間は欠席とする。
- (4) 3回の遅刻及び早退をもって当該科目を1回欠席とする。

(単位の認定)

第12条 授業科目を履修し、試験に合格した者又は臨床・臨地実習において基準の評価を満たしている者に授業科目の単位を認定する。

(試験の種類)

第13条 試験とは、授業科目の単位認定のために行う定期試験、追試験及び再試験とする。

2 前項の試験は、筆記試験の他実技試験、口頭試問あるいは課題提出等をもってこれに代える場合がある。

(定期試験)

第14条 定期試験は、受験資格が与えられた者に対し、原則として授業科目が終了する学期末に行う。ただし、学校長が教育上必要であると認めた場合にはこの限りではない。

2 定期試験の日程は、試験開始日の1週間前までに掲示する。

(受験資格)

第15条 次の各号の一に該当する者には、定期試験の受験資格が与えられない。

- (1) 試験科目の履修登録をしていない者

(2) 授業科目の出席が3分の2に満たない者

(3) 授業料その他の学納金未納の者

2 受験後に受験資格のないことが判明した場合、その受験は無効とする。

(学修の評価)

第16条 学修の評価は、試験の成績又はあらかじめ示された評価方法により判定される。

2 評価は、次のとおりとする。

| 評定の範囲   | 評価 |       |
|---------|----|-------|
| 100～80点 | A  | 修得    |
| 79～70点  | B  |       |
| 69～60点  | C  |       |
| 60点未満   | D  | 単位未修得 |
| 受験資格なし  | Z  | 科目未履修 |
| 単位認定    | N  | —     |

(追試験)

第17条 第15条に定める受験資格がある者で、公認欠席取扱い規則に定める事由等により定期試験を受験できない者は、追試験を受けることができる。

2 追試験を受験する者は、公認欠席後に所定の手続き（公認欠席願・追試験受験願）をしなければならない（受験料は不要とする）。

3 病気その他やむを得ない事情により受験できない者は、事由を明記した追試験受験願に診断書又は証明書等を添付して提出するものとする。

4 追試験の評価は、第16条に定める学修の評価に準ずる。

(再試験)

第18条 第15条に定める受験資格がある者で、定期試験の判定が不合格であった者は再試験を受けることができる場合もある。

2 再試験は原則として再試験期間中に実施する。

3 再試験を受験する者は、指定された期日内に所定の手続き（再試験受験願）をしなければならない。

4 再試験受験手数料は1科目につき2,000円を手続き時に納入しなければならない。ただし、再試験受験手数料はいかなる事情があっても返却しない。

5 各学期期間内の再試験は1回限りとする。

6 再試験合格者の評価はCとする。

(受験心得)

第19条 第13条に定める試験を受験する際は、あらかじめ各授業科目で定められた方法、時間及び次の各号に定める受験心得を厳守するものとし、試験場においては、試験監督者の指示に従わなければならない。

- (1) 試験は、指定された試験場で受験すること。
- (2) 筆記用具及び受験のために許可された物のみ持込みができる。ただし、下敷き、携帯電話等の電子機器の持込みは許可しない。
- (3) 受験中は、学生証を机上に置くこと。学生証を忘れた者は教務所で所定の手続きを行い、仮学生証の交付を受けなければならない。
- (4) 試験用紙は、答案の成否にかかわらず、学籍番号、氏名を書き、一切持ち出してはならない。
- (5) 試験開始後、試験時間の3分の1を経過した後は、入室を認めない。また試験時間の3分の1を過ぎるまでは退出を許可しない。
- (6) 試験場において試験監督の指示に従わない場合は、会場からの退場を命じる。その場合、当該科目の成績は評価しない。
- (7) 試験開始後、途中退室した場合、原則再入室することはできない。

(試験に関する不正行為)

第20条 試験の不正行為はしてはならない。不正行為が判明した場合は、当該学期に履修している全ての科目の評価を無効とし、単位を付与しないものとする。

2 不正行為が発覚した場合はただちに受験を取りやめる。

3 机の中に物を入れている場合や、持込みを許可されている物以外を持込んだ場合も不正行為とみなす。

(臨床・臨地実習)

第21条 臨床・臨地実習は、学校が指定した施設で、当該学年の予定表に従って行うものとする。

第22条 原則として臨床・臨地実習を履修する前までに、履修すべき授業科目のすべてに合格した者について実施する。

第23条 臨床・臨地実習時間について、病気その他やむを得なく欠席する場合の限度は5分の1とし、これを超えたものは、臨床・臨地実習の評価を受ける資格を失い、単位を認めない。

第24条 臨床・臨地実習において臨床実習指導者より実習継続が難しいと判断された場合や、本人に実習継続の意思がない場合等で実習中止となった者は、原則単位を認めない。

第25条 臨床・臨地実習において誓約書等に反した場合、直ちに実習を停止し、臨床・臨地実習の単位を認めないことがある。

第26条 臨床・臨地実習授業科目を履修するためには、学校で実施する定期健康診断、ワクチン接種等の条件を満たしていなければならない。やむを得ず学校が定める条件を満たして

いない場合は、相当する項目を公的機関にて学生の自己負担で受診し、必要書類を教務へ提出しなければならない。

第27条 前条に定めるワクチン接種等について学生の自己負担により実施するものもある。

(履修の制限)

第28条 各学年次の年度末において所定の単位を修得していない場合には、次学年の所定の科目の履修を許可しないことがある。

(進級及び仮進級)

第29条 進級の認定は進級判定会議を経て学校長が決定する。

第30条 各学年次の進級について、当該学年次に配当されている科目をすべて修得した場合に次の学年に進級することができる。

2 前項の規則に関わらず、別に定められた基準に達した者は次の学年に仮進級することができる。

3 仮進級者の単位未修得科目の試験の取扱いについては第18条（再試験）に定める。

(留年)

第31条 前条に定める進級及び仮進級の基準に満たさない者は留年とし、同一学年次に留まる。ただし、科目未履修がある者は留年とする。

2 留年者の既修得単位は原則として認めるが、当該科目の授業について第6条に定める聴講をすることができる。

3 留年者は単位未修得科目を聴講することができる。その評価については第18条に定める。ただし、希望により再履修することができる。その評価については第16条に定める。

4 留年者は、在籍学年の授業料及びその他の必要経費を納めるものとする。納入すべき授業料及びその他の必要経費は、当該留年者の入学時の学則第31条の規定が適用される。

ただし、卒業年次留年者の授業料及びその他の必要経費のうち、実習単位をすべて修得した者の実験実習費は徴収しない。

(卒業)

第32条 卒業の認定は学則第29条により卒業判定会議を経て学校長が決定する。

第33条 卒業の要件は本校の各学科所定の全科目を履修し、単位を修得していなければならない。

附 則

この規則は平成30年4月1日より施行する。

附 則

この規則は平成31年4月1日より施行する。

附 則

この規則は令和2年4月1日より施行する。